

社会体育施設

単位:円

施設	種別／利用区分			使用料金	摘要	
竜王スポーツセンター	アリーナ	全面	1時間につき	600	全面	
		バドミントンコート1面	1時間につき	200	バドミントンコート1面	
	トレーニング機器		1人1月につき	600	1人	
玉幡体育館	体育館(アリーナ)		1時間につき	1,200	ただし、半面利用の場合は600円とする。	
双葉体育館	体育館(アリーナ)		1時間につき	2,100	ただし、半面利用の場合は、1,050円とする。	
	会議室	午前8時30分から正午まで		200		
		午後1時から午後5時まで		200		
		午後6時から午後10時まで		200		
		午前8時30分から午後10時まで		700		
	研修室	午前8時30分から正午まで		300		
		午後1時から午後5時まで		300		
		午後6時から午後10時まで		300		
		午前8時30分から午後10時まで		1,100		
	トレーニングルーム	午前8時30分から正午まで		400		
		午後1時から午後5時まで		400		
		午後6時から午後10時まで		400		
午前8時30分から午後10時まで			1,400			
竜王武道館	武道館	1時間につき	700	ただし、半面利用の場合の柔道場及び剣道場は350円とする。		
竜王南部公園運動場	運動場	1時間につき	200	午前8時30分から午後6時まで		
	夜間照明施設	1時間につき	1,500	ただし、3分の2点灯の場合及び半面利用の場合は、750円とする。また、30分までは、750円(3分の2点灯の場合及び半面利用の場合は、380円)とする。		
西八幡テニスコート	テニスコート(全天候)		1時間につき	150	1面	
敷島体育館	体育館(アリーナ)		1時間につき	2,100	ただし、半面利用の場合は、1,050円とし、3分の1利用の場合は、700円とする。	
	ミーティングルーム	午前8時30分から正午まで		300		
		午後1時から午後5時まで		400		
		午後6時から午後10時まで		400		
		午前8時30分から午後10時まで		1,300		
	トレーニングルーム	午前8時30分から正午まで		900		
		午後1時から午後5時まで		1,000		
		午後6時から午後10時まで		1,000		
午前8時30分から午後10時まで			3,400			
敷島総合公園多目的運動場	多目的広場(全面利用)		1時間につき	900		
	多目的広場(野球場又はソフトボール場のみ利用)		1時間につき	400		
中下条公園テニスコート	テニスコート		1時間につき	150	1面	
島上条公園	テニスコート(全天候)		1時間につき	150	1面	
	多目的コート(全天候)		1時間につき	150	1面	
	多目的コート(全天候、夜間照明)		1時間につき	200	1面、夜間照明使用の場合	
双葉スポーツ公園	夜間照明施設	総合運動場	野球用	1時間につき	2,100	貸出しは、2時間を1単位とし、1単位を超過する場合は、さらに1単位ずつ料金を加算する。ただし、午後6時から午後10時までとする。
			ソフトボール(1面)	1時間につき	600	
			ソフトボール(2面)	1時間につき	1,200	
			ソフトボール(4面)	1時間につき	2,400	
			サッカー用	1時間につき	1,400	
			全点灯	1時間につき	3,000	
		テニスコート(全天候)(1面)		1時間につき	400	
		ゲートボールコート(1面)		1時間につき	100	
双葉スポーツ公園	総合運動場		1時間につき	200		
	テニスコート	クレーコート(1面)	1時間につき	60		
		全天候型コート(1面)	1時間につき	150		
	ゲートボールコート(1面)		1時間につき	60		
双葉弓道場	弓道場		1時間につき	100	夜間とは、午後6時から午後10時までをいう。	
	弓道場(夜間)		夜間1時間につき	200		
釜無川スポーツ公園	夜間照明施設	市内	1面	3,000	午後7時30分から午後10時までを利用単位とする。	
		市外	1面	4,500		
	グラウンド	市内	1面1時間	200		
		市外	1面1時間	300		
	テニスコート	市内	1面1時間	60		
		市外	1面1時間	90		
	ターゲットバードゴルフ場	市内	1時間	60		
		市外	1時間	90		